

平成20年11月
警察庁

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成20年9月19日から同年10月18日までの間、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令案に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令が同年11月7日に公布されるに当たり、頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）

2 命令等の案を公示した日

平成20年9月19日

3 頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

今回の改正の内容に対する意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

電子メール	2件
F A X	0件
郵 送	0件

(別紙)

頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方について

意見の概要	意見に対する考え方
自転車競技法（昭和23年法律第209号）及びモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定する罪は、インターネット異性紹介事業との関連性が低く、児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として政令で定める必要はないのではないか。	客寄せの目的で自ら運営する出会い系サイトで勝者投票又は勝舟投票の類似行為をさせることにより、これらの罪を犯すことが想定され、また、児童に対しこれらの罪が行われた場合、児童の健全な育成に障害を及ぼすため、児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として政令で定める必要があるものと考えています。